四　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第六項に規定する貨物定期航路事業及び同条第八項に規定する不定期航路事業のうち、主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間において貨物を運送するもの　貨物の形状、貨物の積卸しの順序その他の事情を総合的に勘案して、船内における貨物の配置計画を一元的に作成する機能を有する情報処理システム

五・六　（略）

（海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令の一部改正）

第十八条　海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和六年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （海上運送法施行規則の一部改正に伴う経過措置） **第三条**　改正法附則第三条第六項の規定により第二号許可（改正法第二条の規定による改正後の海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号。次条において「新海上運送法」という。）第二十一条第六項に規定する第二号許可をいう。以下この条において同じ。）を受けたものとみなされた者が、初めて当該第二号許可の更新を申請する場合における第一条の規定による改正後の海上運送法施行規則（次条において「新海上運送法施行規則」という。）第二十二条の二の規定の適用については、同条第二号中「当該更新前の第二号許可（法第二十一条の三第一項又は第二項の許可の更新を含む。）」とあるのは、「海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第三条第五項の規定による認可」とする。 （海上運送法に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証に関する省令の一部改正） **第十九条**　海上運送法に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証に関する省令（令和六年国土交通省令第四十三号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	**附　則** （海上運送法施行規則の一部改正に伴う経過措置） **第三条**　改正法附則第三条第六項の規定により第二号許可（改正法第二条の規定による改正後の海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号。次条において「新海上運送法」という。）第二十一条第六項に規定する第二号許可をいう。以下この条において同じ。）を受けたものとみなされた者が、初めて当該第二号許可の更新を申請する場合における第一条の規定による改正後の海上運送法施行規則（次条において「新海上運送法施行規則」という。）第二十三条の四の二の規定の適用については、同条第二号中「当該更新前の第二号許可（法第二十一条の三第一項又は第二項の許可の更新を含む。）」とあるのは、「海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第三条第五項の規定による認可」とする。
（輸送の安全に関する実務の経験） **第三条**　法第三十二条の三第一項の国土交通省令で定める輸送の安全に関する実務の経験は、次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。 一　総合安全統括管理者試験　次のいずれかの実務の経験 イ　旅客運送船舶運航事業において小型船舶以外の船舶の安全に関する業務に一年以上従事したこと。 ロ　（略） 二　（略） 三　小型船舶安全統括管理者試験　次のいずれかの実務の経験 イ　旅客運送船舶運航事業において船舶の安全に関する業務に一年以上従事したこと。 ロ　（略）	（輸送の安全に関する実務の経験） **第三条**　法第三十二条の三第一項の国土交通省令で定める輸送の安全に関する実務の経験は、次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。 一　総合安全統括管理者試験　次のいずれかの実務の経験 イ　人の運送をする船舶運航事業において小型船舶以外の船舶の安全に関する業務に一年以上従事したこと。 ロ　（略） 二　（略） 三　小型船舶安全統括管理者試験　次のいずれかの実務の経験 イ　人の運送をする船舶運航事業において船舶の安全に関する業務に一年以上従事したこと。 ロ　（略）